# 福祉バスの利用について

福祉バスを利用する団体は、次の事項を順守すること



令和元年6月1日

社 会 福 祉 法 人 安中市社会福祉協議会

## 1 福祉バスの利用目的

安中市社会福祉協議会の目的達成のための

- ①講習会及び研修会
- ②福祉施設見学及び社会見学
- ③スポーツ及びレクリエーション
- ④その他運行管理者が適当と認める行事に参加する場合
  - \*③、④は社会福祉の目的に沿うと判断されるもののみ受付
  - \*研修を伴わない観光・慰安、送迎のみの利用などは一切貸出をしない。

## 2 乗車定員、運行範囲

- ①利 用 定 員 15名以上、33名以内(リフト付きバス)(4席補助席、2台の車椅子乗車可能)
- \*車椅子を利用しての乗車定員は、利用台数により異なります。
- \*幼児及び小児の利用がある場合は事前に相談すること。
- ②1日の走行距離 原則400km以内
- ③運 行 場 所 原則市内及び県内とし (会長が認めた場合近県)
- ④日 数 1日以内
  - \*危険防止のため冬季積雪地を運行目的地に設定する場合、早めに 相談すること。
  - \* その他の理由により運行が不可能な場合、コースを変更していた だく場合あり。



車椅子での乗車については、 別紙に説明資料があります。

利用される場合は、乗降に時間がかかるので、計画を立てる時は出発・休憩時間に余裕をもって計画してください。

## 3 利用時間、利用回数等

①運 行 時 間 原則午前8時30分から午後5時15分まで

②運 休 日 原則土曜日・日曜日及び祝祭日

(会長が認めた場合は運行可能)

年末年始休暇(12月29日から1月3日まで)

車両点検日

③利 用 回 数 社協内規による

# 4. 福祉バスの利用経費

- ①使 用 料無料
- ②利 用 者 負 担 実費負担 (ガソリン代、有料道路通行料など)
  - \* <u>カソリン代、有料道路通行料は、後日ボルテックスアークより請求</u> 書をお送り致しますので、直接お支払いください。
  - \*駐車料金、運転者の食事代
  - \*社協が加入する保険以外の搭乗者旅行損害保険料
  - \*その他利用者が負担する経費

# 5. バス利用の申し込み、承認、利用日までの流れ

- ①電話等により安中本所に仮予約 (6か月前~1か月前:先着順)
- ②福祉バス使用承認申請書の提出
  - \*「福祉バス使用承認申請書」「福祉バス承認・不承認通知」を漏れなく記入すること。
  - \*「福祉バス使用承認申請書」には目的地と立ち寄る場所の<u>住所と</u> 電話番号を必ず記載すること(運転手がナビを利用するため)。
  - \*出発場所や目的地等の駐車場所は、大型バスが利用できるものと し、利用団体が必ず事前に確認、予約すること。
  - \*利用施設、食事場所は、必ず事前に予約すること。

## ③福祉バス承認・不承認通知を社協事務局で受け取る

\*社協窓口で交付しますので来所すること。<u>来所出来ない場合は、</u> 使用承認申請書提出時に切手を貼付した返信用の封筒を準備して ください。

## ④乗車名簿提出

\*福祉バス乗車名簿に名前(ふりがな)、電話番号を必ず記入し、3 日前までに本所へ提出ください。

#### ⑤運行計画の変更

\*承認後使用日程又は経路等運行計画を変更する時は、直ちに本所 に連絡すること。

#### 6. 承認後の取り消しまたは変更

- ①緊急を要する業務等で本法人が使用する場合
- ②故障等不測の事態が生じた場合
- ③運転手が体調不良等で運行出来ない場合
- ④その他やむを得ない事情により運行不可能になった場合
  - \*上記理由による取り消し又は変更時の利用者側の損害等について、 運行管理者は一切の責任を負わないものとする。

#### 7. 運行中、当日の注意

- ①運行中は運転責任者または運転者の指示に必ず従うこと。
- ②車内は、禁酒、禁煙
- ③危険物の持ち込み厳禁
- ④承認場所、交通上運転者が指示した場合、緊急の場合以外での乗降 はしないこと。

- ⑤配車・運行時間を守ること。
- ⑥車椅子での乗車をする場合は、必ず介護者を同乗させること。
- ⑦当日の申請内容の変更は、危険のため原則禁止とする。
- ⑧円滑な運行と乗車時の安全を図るため、運転者に協力すること。
- ⑨運転者への奉仕等はしないこと。
- ⑩カラオケ、DVD (利用団体が持ち込み) を利用する際は、利用団体で操作すること (別紙説明書あり)。

## 8. 旅行保険、事故補償

①旅 行 保 険

原則、使用団体は事前に旅行損害保険等に加入すること (旅行会社又は保険会社など)。

② 本法人の事故補償

搭乗者傷害特約保険による福祉バス乗車中のみの 損害賠償

\*福祉バス運行中に発生した交通事故により搭乗者に被害が生じた場合、上記保険による賠償以外 の責任は本法人として一切負わないものとする。

\*利用上のことでご不明なことは、社協までご相談下さい。

## 安中市社会福祉協議会

名 称	安 中 本 所 (安中市地域福祉センター内)	安 中 本 所 (安中市役所松井田支所内)
郵便番号	3 7 9 - 0 1 1 6	3 7 9 - 0 2 9 2
住 所	安中市安中3-19-27	安中市松井田町新堀245
電話番号	382-8397	3 9 3 - 3 9 4 8
F A X	382-8396	3 9 3 - 4 4 1 4